

### ●韓国IPGの活動

- ・第33回韓国IPGセミナーを開催しました 01
- ・2021年度建議事項の結果報告 04

### ●IPを知ろう

- IPニュース 05
- 「新・知財最前線は今」 06
  - 韓国の商標審査期間に長期化の兆し
  - 韓国特許庁、政権交代後初の知的財産分野総合計画を発表
  - 特許出願世界第3位に向けた韓国政府の野望？



### 韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>  
 韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



### 事務局からのお知らせ

すっかり寒くなりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？  
 ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>) には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



### CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



### 知財トリビア!

2022年9月、韓国特許庁は第18回「国際特許情報博覧会」を開催しました。この略語として正しいものはどれでしょうか？

- ① KIPRIS ② PATINEX ③ J-PlatPat

※ 回答は(4頁)下部に掲載しています。

### ●韓国IPGの活動

## 第33回韓国IPGセミナーを開催しました



私たちの身の回りにある商品やサービスの技術、デザイン、ネーミングなどは、特許庁に出願し登録されることで、知的財産権として保護されます。この知的財産権の情報を調べることで、研究開発のヒントを得たり、権利侵害のリスクを回避したりすることができます。

日本の知的財産権データベースとしては、J-PlatPatが有名ですが、韓国ではKIPRISが良く利用されており、誰でも無料で利用することができます。ジェトロ・ソウル事務所では、2022年10月に「KIPRIS簡易マニュアル(特許・実用新案編、商標編、意匠編、審判・ファミリー編)」を公表しました。これを受け、2022年11月9日、第33回韓国IPGセミナー(特許庁委託事業)を開催し、同マニュアルを作成した特許法人NAM&NAMの東 宣秀 豪州商標弁理士からKIPRISの利用方法についてご説明いただきました。加えて、ジェトロ・ソウル事務所副所長土谷慎吾から、最近の韓国知財ニュースについて紹介しました。

今回のセミナーは、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みてオン/オフラインハイブリッド形式で行いました。以下、主な内容をご紹介します。

### ● KIPRISの活用方法

#### 1. KIPRISとは

KIPRIS (Korea Intellectual Property Rights Information Service) とは、韓国IP情報サービスの英訳の略称です。KIPRISのサービスは、無料であり、1996年から韓国特許庁傘下の韓国特許情報院が運営・管理しています。

ジェトロ・ソウル事務所が2022年10月に公表したKIPRIS簡易マニュアルは、特許、実用新案、商標、意匠(デザイン)、審判などについて、手にとってすぐ検索できるよう作成されて

- 特許法人NAM&NAM



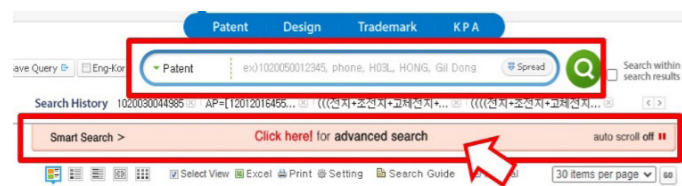
東宣秀 商標弁理士(豪)

います。今回のセミナーでは、本格的な調査には数居が高いですが、特に、簡単な調査なら自分でやってしまいたい、という方々に向けて、KIPRIS活用方法のポイントとなる部分をご紹介します。

## II. KIPRIS活用方法

### 1. 番号照会

番号照会には、上の赤枠で囲った検索欄から番号を入力する方法とその下の赤枠で囲ったアドバンスサーチから番号を入力する方法の2つがあります。まず、検索欄からの入力ですが、これは単純に番号だけを入力すれば検索されますが、複数の案件（例えば、出願番号と公開番号が同じもの）が、検索される可能性があります。



(出所：セミナー発表資料)

もう1つの方法であるアドバンスサーチには、さまざまな検索項目があります。各項目を適切に入力することで探すべき文献に正確にたどり着くことができ、当該文献の技術分野、出願人、公開番号、クレーム、経過情報など、詳細な情報を確認できます。詳細は、KIPRIS簡易マニュアルをご確認ください。

また、出願人等の入力時のチップとして、「guide」をクリックして入力するのですが、韓国では財閥系の企業の場合、相当の数が検索される場合がありますが、その時、ハンガルの地名を入力できれば一気に絞り込みを行うことができます。

### 2. 使い事例

調査をしたい技術分野、例えば、キーワードを全固体電池 (all-solid-state\*battery) として検索欄に入力すると1,005件が検索されます。この状態で、画面上の左横の「GROUP」ボタンをクリックすると年別の出願件数、技術分野、出願人毎の件数等が表示され、おおまかな傾向を手間なく把握することができます。

| App. Year  | Pub. Year  | Reg. Year | IPC        | CPC        | Applicant                 |
|------------|------------|-----------|------------|------------|---------------------------|
| 2020 (157) | 2022 (180) | 2021 (72) | H01M (782) | H01M (549) | HYUNDAI MOTOR COM., (100) |
| 2019 (145) | 2021 (145) | 2022 (69) | G06F (35)  | G06F (55)  | TOYOTA IDOSHA KA., (78)   |
| 2018 (111) | 2020 (123) | 2020 (57) | G06Q (19)  | G01G (51)  | LG Energy Solutio., (68)  |
| 2016 (92)  | 2018 (95)  | 2018 (56) | C01B (11)  | C01B (50)  | SAMSUNG ELECTRON., (65)   |
| 2021 (89)  | 2019 (92)  | 2019 (50) | H04M (11)  | H01B (32)  | Kia Corporation (54)      |
| 2017 (82)  | 2016 (77)  | 2017 (28) | H02J (10)  | C08F (14)  | KOREA INSTITUTE O., (49)  |
| 2015 (81)  | 2017 (77)  | 2016 (22) | H04N (10)  | B60L (13)  | FUJIFILM CORPORAT., (35)  |
| 2014 (65)  | 2015 (48)  | 2015 (16) | G01R (13)  | G01R (13)  | LG Electronics In., (32)  |
| 2013 (36)  | 2014 (29)  | 2014 (15) | G01R (6)   | C03C (11)  | UNISTULSAN NATIO., (29)   |
| 2012 (25)  | 2013 (17)  | 2013 (12) | H01L (6)   | C23C (11)  | Korea ElectroTech., (29)  |
| 2011 (19)  | 2010 (14)  | 2012 (8)  | H04W (6)   | G06Q (11)  | KUCF-HYU Industr., (28)   |

(出所：セミナー発表資料)

また、詳細な分析を行う際には、エクセルデータをダウンロードすることが有効ですが、データのダウンロード方法には2通りあって、1つはアドバンスサーチ用バーのすぐ下のエクセルボタンをクリックする方法と、もう1つは右横の「Online Download」ボタンをクリックする方法です。前者は後者に比べ、ダウンロードできる内容が限定され（請求項や要約文は取得できない）、一度にダウンロードできる件数も最大90件と少なくなりますので、ある程度、件数が絞れている場合でしたら問題ありませんが、多くのデータを詳細に分析したい場合は、後者をお勧めします。ただし、KIPRISに入会する必要があります。

### 3. 類似検索式および類似検索の利用

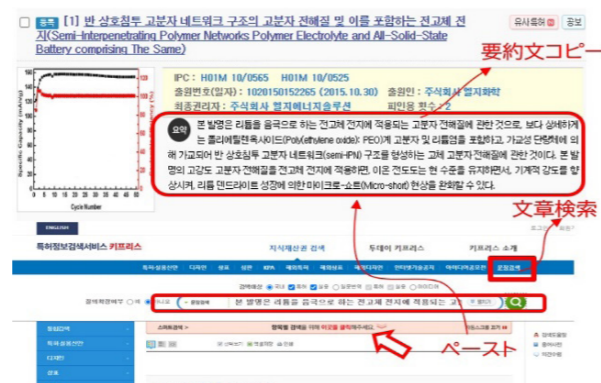
英語版KIPRISと韓国語版KIPRISとでは、機能に違いがあり、韓国語版の方が高度な検索機能が提供されています。韓国語に習熟していない場合には、下準備としてグーグルクロームなど、使用するブラウザの設定を変更し、機械翻訳がいつでもできるようにしておくことと海外文献を扱う上で大変便利です。

その後、韓国語版のみの機能である類似検索式による検索機能を利用して、検索することができます。この機能は、特許、実用新案だけでなくデザインや商標でも利用可能です。類似語としてどういう用語が存在するかの参考にもなります。

日本の特許文献であれば、FI、Fタームを利用した詳細な検索・分析が可能ですが、韓国の特許文献では、FI、Fタームが使えないので、キーワードの使い方にはより一層の工夫が求められます。KIPRISにより提供される類似検索式を参考にできれば、自身で検索式を立てる際、非常に参考になりますし、検索式を保存する機能もありますので、併せて活用すれば便利です。

また、他の機能としては、対象となる特許文献について類似特許の検索機能があります。対象特許文献の発明の名称が表示されている右上に、ピンク色でNの表示がされている類似特許ボタンをクリックすると類似特許文献が10件、類似度の高い順に表示されます。

### 4. 文章検索の利用



(出所：セミナー発表資料)

韓国語版には、文章検索機能もあります。例えば、対象特許文献の要約文、あるいは特許請求の範囲の内容をコピーし、検索欄にペーストして文章検索を行うことで、類似特許検索をすることができます。類似度が一番近い文献から順に100件が表示されます。文章検索では、スマート検索欄を開いて、出願日等を設定することで、検索したい文献を正確に探すことができます。

### 5. 審判情報の取得

KIPRISでは審判情報の取得も可能であり、審判の経過情報を閲覧したり審決文をダウンロードしたりすることができます。英語版では、特許や商標等の該当番号から審判情報にアプローチするしか方法がありませんが、韓国語版には、それに留まらず、検索条件を駆使することで、様々な審判を検索することが可能です。

## ● 最近の韓国知財ニュース (主要部分のみ抜粋)

- 土谷慎吾 ジェトロソウル事務所副所長

### 1. 韓国の近況

#### 1. GDP推移

韓国では、コロナ前まで年3%前後で実質GDPが成長していましたが、コロナの影響で2020年はマイナス成長となりました。2022年の年間成長率は、韓国銀行は2.6%、IMFは2.3%と予測しており、金利、物価の上昇が懸念です。



#### 2. 急激な金利引き上げ

韓国銀行（中央銀行）は、米国の利上げに追随するため、次々に金利を引き上げており、市中の銀行には定期預金のために市民が多く来訪しています。

### 3. 新型コロナウイルス状況

2021年末からのオミクロン株による感染拡大（第5～6波）により、公式に確認されただけで既に国民の過半数が罹患済みの状況です。航空便が増える、ビザ取得が不要となる、コロナ検査が不要となる等、次々に日韓間の往來のハードルが下がっており、往來人口が増えつつあります。

## II. 韓国知財法の改正状況

### 1. 審判請求期間、再審査請求期間の延長 (特許法、商標法、デザイン保護法) (2022年4月20日施行)

これまで、30日以内だった審判請求期間および再審査請求期間を3ヶ月以内に延長することで、出願人の利便性向上を図る改正です。これまで建議事項として日本から要望してきたもので、2020年度建議事項に対する韓国政府回答に沿ったものとなります。

### 2. 分離出願制度の導入 (特許法) (2022年4月20日施行)

拒絶決定不服審判の棄却審決（拒絶決定を維持）を受けた後も、拒絶決定で登録可能と判断された請求項のみを分離して出願することができる分離出願制度が導入されました。

### 3. 「限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置の創設 (不正競争防止法) (2022年4月20日施行)

日本でいうところの「限定提供データ」について、データの不正使用行為を法律に明確に規定して、その不正取得・使用等を不正競争行為とすること、また、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律の強化に関する改正がなされました。

### 4. パブリシティ権の保護 (不正競争防止法) (2022年6月8日施行)

有名人の肖像・姓名等、他人を識別することができる標識を公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自らの営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為が不正競争行為の類型として新設されました。

### 5. 電気通信回線を通じた商標使用の明文化 (商標法) (2022年8月4日施行)

商品または商品の包装に商標を表示したものを、電気通信回線を通じて提供し、またはこのために展示・輸出もしくは輸入する行為が、商標の使用行為に追加されました。

### 6. 再審査制度導入 (商標法) (2022年8月4日施行)

審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品の範囲を減縮する等により、その拒絶理由を簡単に解消できる場合には、審判手続を経ることなく、審査官に再審査を請求することができるようになります。

### 7. 部分拒絶制度導入 (商標法) (2023年2月4日施行予定)

商標登録出願に対する拒絶理由が一部の指定商品にのみある場合、拒絶理由がない残りの指定商品については商標登録を受けることができるようになります。

### III. 知財関連トピック

#### 1. 韓国特許庁、政権交代後初の知的財産分野総合計画を発表

2022年8月18日、韓国特許庁は、新政権発足後初めてとなる知的財産分野総合計画「ダイナミックな経済の実現に向けた知的財産の政策方向」を発表しました。

#### 2. 「技術分野別審査実務ガイド」の仮訳完了

2022年1月に大幅に改訂された「技術分野別審査実務ガイド」の仮訳完了し、2022年10月にジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>) に掲載しました。

#### 3. KIPRIS簡易マニュアルを発行

2022年10月、ジェトロソウルはKIPRIS簡易マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載しました。📄

## 2021年度建議事項の結果報告

韓国IPGでは、ソウルジャパンクラブ (SJC) が毎年行っている韓国政府へのあい路事項をまとめた建議事項のうち、知的財産分野に関する協力を行っております。2021年度は、知的財産分野に関する建議事項として11項目の要望を韓国政府に提出し、以下のとおり回答がありましたのでご報告します。

#### 2021年度知的財産分野の建議事項と韓国政府回答

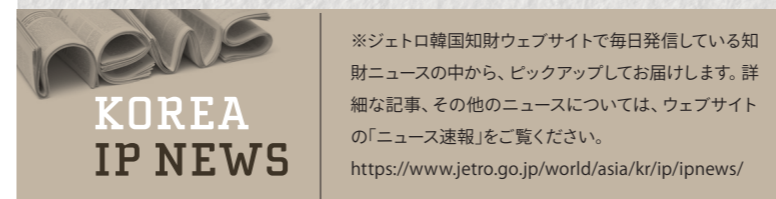
| 建議事項  | 韓国政府回答 (概要：一部修正)  |
|---|---|
| コンピュータソフトウェア関連発明の保護範囲の明確化                                     | <b>【長期検討】</b> 現在、韓国には改正特許法関連の判決が皆無であり、今後、判例が増えていくことにつれて侵害に係るガイドライン等の作成を考慮する。  |
| 特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間／拒絶決定に対する不服申立期間の長期化                        | <b>【実現済み】</b> 拒絶決定に対する不服申立期間は、2022年4月20日施行の改正法で30日から3か月へ延長済み。<br><b>【長期検討】</b> 拒絶理由通知の応答期間の長期化は、審査処理期間の遅延、登録遅延による存続期間の延長問題等と密接に関連しているため、これらを考慮して慎重に検討する予定 |
| 特許法条約 (PLT) への早期加盟 (韓国は非加盟のため、日本語による出願や指定期間経過後の延長申請が認められていない) | <b>【長期検討】</b> PLTの主要事項は、既に特許法に反映されており、加入に関する具体的な議論は現在行われていない。   |

|   |  |
|---|--|
| 間接侵害規定の拡充 (「専用品」に加えて、「専用品ではないが特許の重要部品」については「悪意」で供給することを条件に、間接侵害と認定するよう成立範囲を拡大することを要望)                                 | <b>【長期検討】</b> 間接侵害の認定範囲を拡大する必要性については十分認識しており、今後、関連する特許法改正案を再度作成して推進する予定。   |
| 関連デザイン制度の拡充 (1. 「関連デザイン」に類似するデザインも「関連デザイン」として登録を受けられるよう要望、2. 最初の「基本デザイン」のデザイン登録出願日から10年以内にデザイン登録出願された場合に登録を受けられるよう要望) | <b>【受入】</b> 関連デザイン登録要件の緩和に向けた改正法を推進する予定。   |
| デザイン法の保護対象について (建築物および内装の意匠の保護を要望)  | <b>【受入】</b> 建築物・内装のデザインについての保護対象の拡大に向けた改正法案を推進する予定   |
| 特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間算入、審判段階における延長期間の補正手続   | <b>【受入困難】</b> 食品医薬品安全処長の承認を得ていない外国の臨床試験は、当該国の医薬品許可を得るためのものであり、韓国での医薬品許可を得るために食品医薬品安全処長の承認を得て実施した試験ではない。                |
| 登録遅延による存続期間延長 (特許法第92条の2) における出願人の帰責事由による遅延期間の除外  | <b>【受入困難】</b> 海外主要国との公平性を考慮して制度を整備しているため、受け入れ困難。   |
| 医薬品許可特許連携制度 (パテントリンケージ) における問題点 (販売禁止処分除外事由の削除)   | <b>【受入困難】</b> 当該条項は維持するのが妥当。   |
| 通常実施権の対抗要件  | <b>【長期検討】</b> 2015年、国会に発議されたものの、廃棄された通常実施権の当然対抗制度の導入に対する産業界等からの懸念が存在しており、今後長期的に検討する予定である。                              |
| 特許取消申請における特許取消理由通知への応答期間の長期化  | <b>【受入困難】</b> 審査期間遅延による権利不安定期間の長期化の観点、応答期間は手ごころな手数料での延長申請を通じて十分な期間を確保できる点、在外者だけに限定して期間を延ばして付与することは公平性から問題がある点により、受入困難。 |

このように、いくつかの建議事項が、今後実現に向けて進むこととなりました。📄

### 知財トリビアの回答

**正解は ②PATINEXです。** PATINEXは、PATent Information Expoの略で、国内外の特許情報専門家の講演で行われる「コンファレンス」と、特許情報サービス企業の多様な製品・サービスを体験できる「展示会」で構成される韓国国内最大規模の国際特許情報博覧会です。(2022年9月1日付け知的財産ニュースに掲載)



#### ① 韓国特許庁の来年度予算7,390億ウォン、5.5%拡大編成

| 韓国特許庁 (2022.8.30)

韓国特許庁は、2023年度の予算案として、2022年比5.5%増の(+383億ウォン) 7,390億ウォンを編成したと発表した。特許、商標出願などの手数料収入の増加などによって来年度の予算案が増加したが、国家財政運営基調に従って知的財産の創出・保護などの主要事業費は、今年の本予算比108億ウォン減少した3,630億ウォンを編成した。2023年度の重点的な投資方向別の事業予算の内訳は次のとおりである。

1. 人工知能(AI)を活用した高品質の審査・審判サービスの提供(1,395億ウォン)
2. 知的財産市場の成長と公正な取引秩序の確立 (421億ウォン)
3. 特許ビッグデータ分析など、未来新産業の特許基盤研究開発(400億ウォン)
4. 海外知的財産紛争対応の強化および国内知的財産保護の拡大 (386億ウォン)
5. 知的財産人材を育成するための発明教員の育成など、国民参加予算(3億ウォン)

特許庁が国会に提出した「2023年度予算案」は、国会の審議を経て今年12月初めに確定する予定である。

#### ② 半導体や二次電池等6大戦略技術分野の「特許基盤研究開発」戦略を支援 | 韓国特許庁 (2022.8.30)

韓国特許庁は8月30日、半導体などの戦略技術の開発および基礎・コア特許の確保に向けて、韓国国内の中小・中堅企業と大学・公共研究機関を対象に各機関別オーダーメイド型「特許基盤研究開発」戦略を支援すると発表した。これにより、特許庁は、超格差戦略技術の競争力を強化するための半導体・ディスプレイ、二次電池、水素の3分野17課題と未来技術を先取りするための先端移動手段(モビリティ)、人工知能・ロボット、サイバーセキュリティーの3分野17課題まで、計34の支援課題(機関)を選定した。

特許庁の「特許基盤研究開発」戦略支援を受けた課題から創出された特許技術は、一般の研究開発課題から創出された特許技術に比べて産業界の活用価値が高かった。過去5年間(2016~2020年)、優秀特許・海外特許などの質的特許成果は1.7~2.1倍、特許移転率は1.3倍、技術移転契約当たりの技術料は3.9倍の成果を上げた。これにより、今回の支援も韓国国内の中小・中堅企業と大学・公共研

究機関の戦略技術分野での基礎・コア特許の確保に貢献すると期待される。

#### ③ 韓国特許庁、第18回国際特許情報博覧会 (PATINEX2022) を開催

| 韓国特許庁 (2022.9.1)

韓国特許庁はイノベーション企業の特許情報活用戦略を共有し、特許情報サービス産業を活性化するために、「国際特許情報博覧会 (PATINEX: PATent Information Expo) 2022」をソウルで9月1日から2日までの2日間開催すると発表した。イベントは、「知的財産データを活用してデジタル時代を先導する」というテーマで知的財産情報を活用した企業・機関のイノベーションに関するさまざまな講演と展示イベントが用意され、メタパスでもリアルタイムで観覧できる。今年で18回目を迎える博覧会は、国内外の特許情報専門家の講演で行われる「コンファレンス」と、特許情報サービス企業の多様な製品・サービスを体験できる「展示会」で構成される韓国国内最大規模の国際特許情報博覧会である。

#### ④ 韓国特許庁、人工知能を発明者と記載した特許出願は認められないと最終決定 | 韓国特許庁 (2022.10.4)

韓国特許庁は「自然人でない人工知能 (AI) を発明者とした特許出願は許されない」という理由で人工知能 (AI) が発明したと主張する特許出願に対して無効処分 (2022.9.28) したことを明らかにした。特許庁は2022年2月、当該特許出願について「人工知能 (AI) を発明者としたものを自然人に修正せよ」との補正要求書を通知したが、出願人がそれに応じなかったため、最終的に出願無効処分にした。韓国の特許法および関連判例は、自然人のみを発明者として認めており、このような原則は、米国、英国、ドイツなどをはじめとするすべての国の特許法で規定している。

国際的には、主要特許庁が同じ結論を出しており、米国・英国の裁判所もこの結論を支持した。ただし、昨年7月、豪州の連邦1審裁判所で人工知能を発明者として認めたが、今年4月、連邦2審裁判所では全会一致で1審裁判所の判断が間違っていたとした。今年3月、ドイツの連邦特許裁判所では、自然人のみを発明者として認める一方、その氏名を記載する際に人工知能に関する情報を併記することも許されるとの判決があった。

一方、昨年12月、韓国特許庁は、米国・欧州・中国等計7つの特許庁が参加した国際会議(コンファレンス)を開催した。参加国は、まだ人間の介入なしに人工知能が単独で発明する技術水準には達しておらず、法制度の改善時に国家間の不一致は人工知能産業の発展に障害要因となり得るため、国際的調和が必須だということで意見が一致した。📄

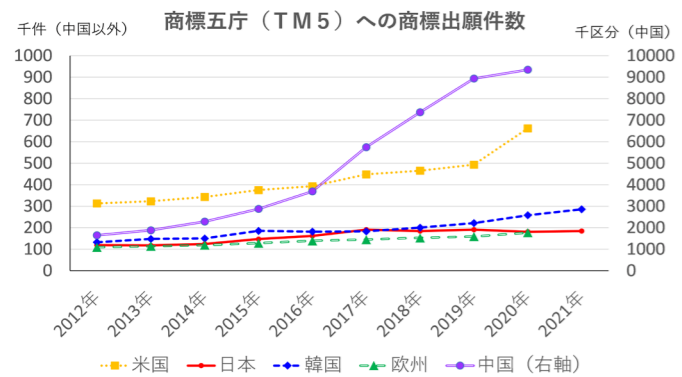
## 韓国の商標審査期間に長期化の兆し



近年、世界的に商標出願が急増し、それに伴って審査にかかる期間も長期化する傾向にあります。世界の状況は？そして韓国の状況は？統計を交えつつ解説します。

### 1. 世界的な商標出願増加

近年、世界的に商標出願件数は増加の一途をたどっています。傾向を掴むため世界の商標出願の5割を占める商標五庁（TM5）への商標出願件数を見てください。



出典：韓国は、韓国特許庁「知識財産統計年報」(2012-2020年)、同「知識財産統計 FOCUS」(2021年)、日米欧中は、日本国特許庁「特許庁ステータスレポート2022」に基づいて筆者作成

まず、最も出願件数の多い中国についてみると（中国は出願件数を公表しておらず区分数のみの公表）、2012年の1,648千区分から2020年の9,348千区分へと、実に5倍以上もの伸びを示しています。中国での商標出願はそのほとんどが中国国内の出願人によるものであるため、増加の原因は、中国国内からの出願増加です。米国も、同時期に313千件から662千件へと2倍以上増加していますが、これは中国から米国への出願が増加している影響が多分に含まれています。

米中と比較すると伸びは小さいですが、日本は2012年の119千件から2021年の185千件へと5割以上増加、韓国は、2012年の142千件から2021年の257千件へと約8割増加、欧州は2012年の109千件から2020年の177千件へと約6割増加しています。韓国での商標出願は中国に似て国内からの出願が多いため、韓国商標出願増加の主な要因は、韓国国内からの出願の増加です。

法律で審査期間が厳格に定められている中国を除いて、各国で商標出願の審査期間も長期化しています。米国では、2020年第2四半期の一次審査期間

が2.7か月であったのに対し、直近の2022第2四半期には、7.7か月に伸びています（USPTO, Trademark Dashboard）。日本でも2016年度の4.9か月から2020年度の10.0か月へと伸び、直近の2021年度では審査の体制強化・効率化により8.0か月に短縮されましたが、以前より長期化している状況です（特許行政年度報告書2021年版及び2022年版）。

### 2. 韓国の商標審査期間の現状と見通し

韓国でも商標の一次審査期間の伸びが問題になっており、2016年に4.8か月、2020年に8.9か月だったのに対し、最近の報道によれば、2022年5月には14.8か月とかなり長期化が進んでいます。韓国は、日本と異なり権利付与前の異議申立制度を採用しているため、商標権の設定登録は、日本と比べるとさらに遅くなっている状況です。

韓国特許庁も手をこまねいていたわけではなく、商標審査官数は2011年の101名から2021年の149名に5割ほど増員していますが、新政権になり国家公務員の定員が厳しく管理される中、さらなる大幅増員は難しいとみられ、当面審査期間が長い状態は続くと思われます。

### 3. 審査期間長期化への対策は？

日本の早期審査制度と同じく、韓国にも、一定の要件を備えた商標出願について、他の出願よりも優先的に審査を受けることができる優先審査制度が存在し、これを使えば、2〜3か月ほどで一次審査結果を得ることができます。

韓国での商標審査期間は当面長い状態が続くと思われるため、急ぎ結果が欲しい商標出願については、優先審査制度を利用することも一案でしょう。



日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者）  
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職。

## 韓国特許庁、政権交代後初の知的財産分野総合計画を発表



尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権発足から101日目、韓国特許庁の李仁實（イ・インシル）庁長が就任してから80日目となる2022年8月18日、韓国特許庁は新政権発足後初めてとなる知的財産分野総合計画を発表しました。本稿ではその内容について解説します。

### 1. これまでの経緯

以前の本欄でご紹介したように、尹錫悦大統領就任前の2022年5月3日、大統領職引き継ぎ委員会は「尹錫悦政府の110 大政課題」（全186頁）を発表していました。このうち、知的財産に関する言及はタイトルと本文とを合わせ数行で、以下の内容でした。

課題22： 需要者向け産業技術R&D イノベーション及び知的財産保護の強化（産業通商資源部）

「秘密特許制度の導入、技術奪取防止など海外知的財産紛争支援の強化とAI・ビッグデータ技術を活用した特許行政イノベーションを推進」

このように新政権の知財政策について手がかりが少ない中、具体的な政策内容に注目が集まっていたところ、2022年8月18日、韓国特許庁は、新政権発足後初めてとなる知的財産分野総合計画「ダイナミックな経済の実現に向けた知的財産の政策方向」を発表しました。

### 2. 「ダイナミックな経済の実現に向けた知的財産の政策方向」の内容

「政策方向」の主要内容は以下のとおりです。

#### (1) 基盤が堅固な審査・審判

- ・半導体退職専門人材の特許審査への投入、バッテリー・生命工学（バイオ）などの先端戦略産業に拡大 → 審査の専門性は向上、海外技術流出は防止
- ・半導体などの先端技術特許の優先審査 → 早い審査で市場の早期先取りを支援
- ・巨大人工知能（従来比100倍の処理能力）基盤の知能型審査システムを構築 → 類似特許・商標検索精度の向上、方式審査の自動化

#### (2) 科学・産業界が実感する知的財産サービスのイノベーション

- ・特許ボックス制度や職務発明支援など、技術イノベーション企業の成長を支援
- ・2027年まで知的財産金融を23兆ウォン（2021年6兆ウォン）に大幅拡大
- ・国家コア技術の流出を防止するための「秘密特許制度」の導入を推進

#### (3) 韓国企業の知的財産基盤海外進出の支援を強化

- ・新興市場のベトナム・インドに特許官を派遣するなど、海外知的財産保護を強化
- ・海外Kブランドの偽造品取り締まりを100個以上の世界電子商取引プラットフォーム（既存8個）に大幅拡大

### 3. 従来の政策との違いは？

今回発表された「政策方向」には、2021年12月に前政権下で策定された、第3次国家知識財産基本計画(2022~2026)を踏襲する部分もある一方、半導体退職専門人材などを特許審査官として採用することによる特許審査迅速化、特許ボックス制度の導入（※1）、秘密特許制度の導入（※2）については、基本計画には記載されておらず、今回新たに盛り込まれたものとなっています。

※1 特に特許権など、特定の種類の知的財産権から生じた所得に対する法人税の軽減を認める租税措置のこと。韓国では、2021年4月に租税特例制限法の一部改正法律案が提出されています。

※2 韓国では国防関連技術について既に秘密特許制度が導入されていることから、この対象拡大を検討しているとみられます。

今回発表された政策方向が今後どのように実現されていくのか、注視が必要です。IPG

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者）  
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職

## 特許出願世界第3位に向けた韓国政府の野望？



先日の本欄で、韓国特許庁は尹錫悦(ユン・ソンニョル)政権発足後初めてとなる知的財産分野総合計画「ダイナミックな経済の実現に向けた知的財産の政策方向」(以下、「総合計画」)を策定、発表したことをお伝えしました。紙数の関係でお伝えできなかったのですが、この計画を知らせるプレスリリースのタイトルは「特許出願世界3位への飛躍でダイナミックな経済成長を引っ張る」というもので、韓国政府の野望が垣間見えるものでした。

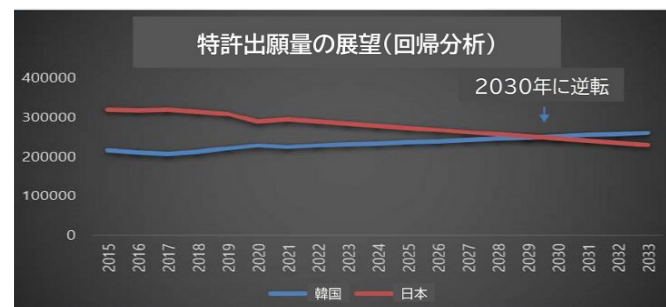
### 1. 世界の知財業界における韓国の立ち位置

世界でも産業財産権出願が多い5つの国・地域の特許庁(日米欧中韓)は、五大特許庁と呼ばれており世界の知財制度の議論をリードする立場にあります。五大特許庁への出願件数は、特許で世界の約85%、商標で世界の約半分にも達し、韓国もこの一角を占めています。

特許について見ると、中国への出願が年間約160万件、米国への出願が年間約60万件と圧倒的に多く、日本へは約28.9万件、韓国へは約23.8万件、欧州へは約18.9万件(いずれも2021年)と続き、韓国への出願件数は現在世界4位となります。したがって、特許出願世界3位を目指すということは、とりもなおさず日本を特許出願件数で追い抜くことを意味しています。

### 2. 特許出願世界3位に向けた達成手段は？

先の総合計画の本文は、先日ご紹介したとおりで、特許出願世界3位については一切触れられていません。一方で総合計画に「参考1」として添付されている文書には、「2027年にグローバルIPトップ3へと飛躍」とあり、「参考3」には、(2027年ではなく)2030年に日韓の特許出願件数が逆転するグラフが掲載されています。



出典：韓国特許庁2022年8月18日付けプレスリリース

しかし、このグラフは最近の日韓の出願件数を直線近似して延長しただけ

で、具体的にどのようにして韓国の特許出願件数を増やすのか、その達成手段については総合計画からは明らかではありませんし、日本の特許出願件数が何故減少を続けるのかについても、説得力のある説明がありません。


### 3. 野望の実現可能性は？

日本の特許出願件数は、2001年に43万9千件余りとなったのをピークに量から質への転換が大きく進展し、減少から横ばい傾向に移行しつつあります。日本の特許出願は国内大企業からのものが多く、出願件数の減少には、真に必要な特許への絞り込みを行う、筋肉質な出願構造への変化がありました。したがって、日本の特許出願件数が近い将来に急激に増加することは、少なくとも国内的要因では考えにくい状況です。

他方、韓国の特許出願は中小企業や個人によるものが多く、日本とは出願構造が大きく異なるため、出願が引き続き増加する可能性は十分考えられます。

これらを総合すると、野望が達成される可能性は一定程度あると思われませんが、予測は困難です。

翻って、主要国の人口100万人当たり出願件数を見ると、韓国は3,319件と、日本の1,943件、中国の890件、米国の869件と比較してもかなり高い水準にあり(韓国特許庁「2020年度知的財産白書」)、既に「伸び切った」状況にあるようにも思えます。

人口当たりの出願件数はイノベーションの活発度を示す指標といえる反面、多過ぎる出願は贅肉が多い状態ともいえます。適正な特許出願件数が果たして何件なのかは評価が難しいところですが、主要国とかけ離れた目標設定が妥当なものなのかは、検証が必要でしょう。 

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾(特許庁出向者)  
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職。